

連合山形寄付講座 「労働と生活」

「共済活動 たすけあいの現状と課題」

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 

山形推進本部 本部長 熊澤年啓

<目次>

I.	こくみん共済coopとは	P. 2
II.	日本の共済団体の現況	P. 6
III.	こくみん共済coopの歴史	P.8
IV.	協同組合とは	P.10
	1. ロッチデール	
	2. ICA、ICMIF	
	3. 2012国際協同組合同年（IYC）	
	4. ユネスコ「無形文化遺産」登録	
	5. 消費生活協同組合法	
V.	被災者生活再建支援法と自然災害共済	P.19
VI.	今に生きる活動	P.23
	1. 東日本大震災	
	2. 熊本地震	
	3. 2018年に発生した災害	
VII.	社会貢献活動	P.40
VIII.	自助・共助・公助の考え方と 共助（相互扶助）の役割	P.46
IX.	これからのこくみん共済coopについて	P.48

1. こくみん共済coopとは

こくみん共済coopは、協同組合のひとつです。

こくみん共済coopは、たすけあいの組織として、共済事業を行う協同組合です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

こくみん共済coopは、組合員の皆さまの豊かで安心な暮らしのために、生涯にわたる総合的な生活保障のお手伝いをするため、各種共済をご用意しています。

こくみん共済coopは、営利を目的とせず、すべての勤労者や生活者がたすけあい、豊かなくらしが実現できるよう、様々な事業活動を続けています。

組織の概要

名 称	全国労働者共済生活協同組合連合会 略称：全労済 愛称：こくみん共済 coop	会 員 数	58会員
創 立	1957年9月29日	常勤役職員数	3,657名 ※他団体出向者含む
所 在 地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10	パートナー職員数	1,278名



こくみん共済coopの理念

こくみん共済coopは50周年（2007年）を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われたこくみん共済coopの精神と、これからの50年を大事にする精神を再認識する「こくみん共済coopの理念」を制定しました。

理念を将来にわたるこくみん共済coopの最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念

組合員のみなさんと共有すべき

こくみん共済coopの変わらぬ価値観

みんなでたすけあい、

豊かで安心できる社会づくり

信条

◇組合員のこくみん共済coop

私たちは、組合員のくらしを何よりも大切に、組合員の参加を広げ、組合員とともに、歩み続けます

◇正直なこくみん共済coop

私たちは、正直さを大切に、組合員や地域社会からの信頼に応え、社会に発展のために、行動し続けます。

◇努力のこくみん共済coop

私たちは、たすけあいの心を大切に、こくみん共済にかかわるすべての人の満足に向け、努力をし続けます。

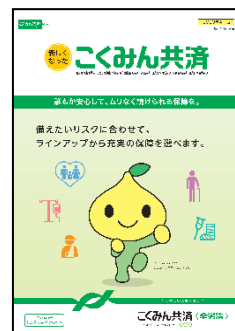
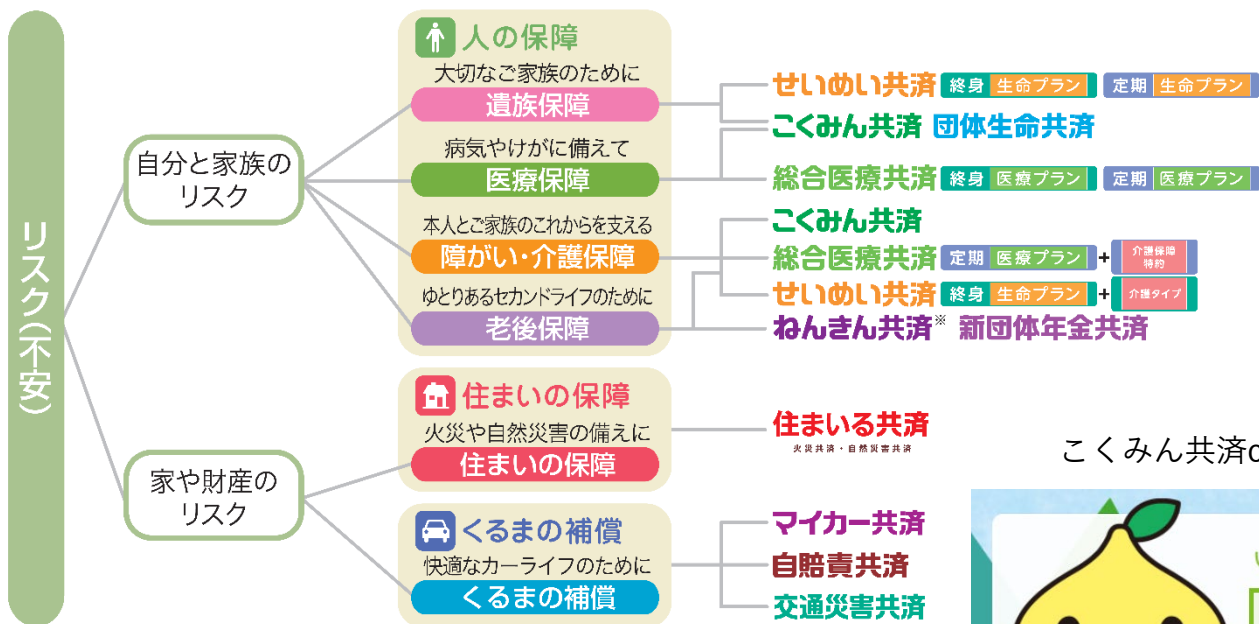
事業概況

直近3ヶ年の事業概況は下記の通りとなりました。

年 度	2017	2018	2019
保有契約件数 (万件)	3,166	3,120	3,052
受入共済掛金 (億円)	5,790	5,723	5,640
経常剰余金 (億円)	914	624	716
総 資 産 (億円)	38,131	38,566	39,009
共済金支払額 (億円)	3,112	3,594	3,337

事業活動

こくみん共済coopでは、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員・生活者（勤労者）の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。



※ねんきん共済の新規加入および追加加入受付は停止しています。



こくみん共済coop公式キャラクター「ピットくん」

いつも笑顔で「あんしんのタネ」をはこぶ優しい妖精

たんじょう日：5月5日 こどもの日
 せいべつ：男の子
 大きさ：肩に乗るくらい。小さい桃の種1つ分の重さ。
 せいかく：はずかしがり屋。でも、勇気があってがんばり屋さん。
 好きな食べもの：甘いもの。とくに花の蜜。
 とくぎ：昼寝。木の笛を吹くこと。葉っぱの風車を回すこと。

いつまでもみんなが笑顔で暮らせますように…
 そう願いながら、あんしんのタネをとどけています。

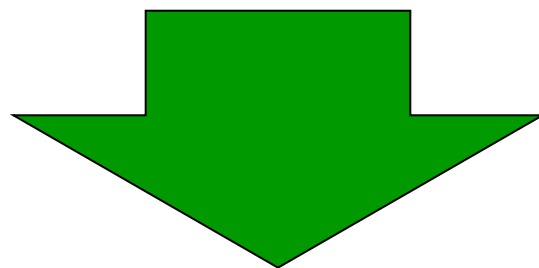
ピットくん

II. 日本の共済団体の現況

共済とは

⇒ 相互に助け合い、力を合わせて事をなすこと。

(国語辞典より)



⇒ 共済は、私たちの生活を脅かす様々な危険（死亡や入院、住宅災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して共同の財産を準備し、不測の事故が生じた場合に共済金を支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定をはかる助け合い（相互扶助）のしくみです。

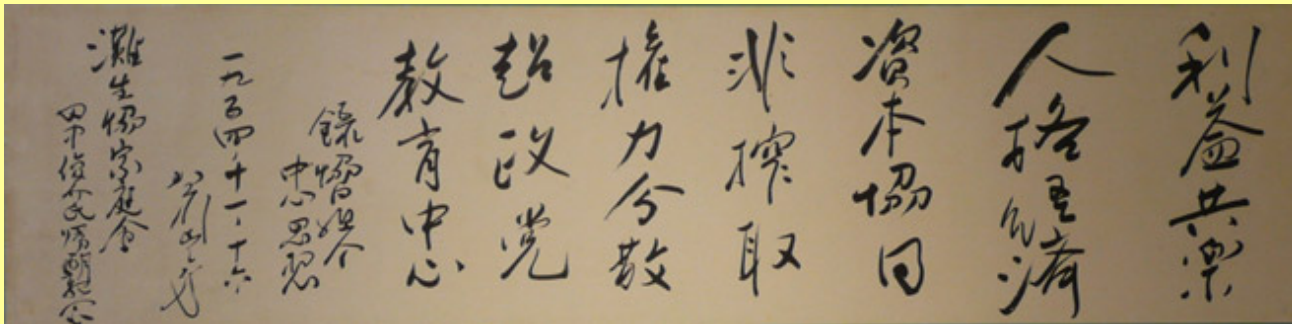
(一般社団法人 日本共済協会ファクトブック2018「日本の共済事業」より)

共済事業と賀川豊彦

賀川豊彦は、大正・昭和期のキリスト教社会運動家、社会改良家で、特に、戦前のわが国における労働運動、農民運動や生活協同組合運動において、重要な役割を担った人です。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に賛同して、相互扶助にもとづく社会の実現を唱え、協同組合による共済事業の実現に尽力しました。今年生誕130年を迎え各地でその思想を広めていく活動が盛んに行われています。

< 賀川豊彦が説いた協同組合の中心思想 >



- 【利益共楽】生活を向上させる利益を分かち合い、ともに豊かになろうとする。
- 【人格経済】お金持ちが支配する社会ではなく、人間を尊重した経済社会へ。
- 【資本協同】労働で得たお金を出資し合い、生活を豊かにする資本として活かす。
- 【非搾取】みんなが自由と平等で利益を分かち合う、共存同栄の社会をつくる。
- 【権力分散】全ての人々が人間としての権利を保障され、自立して行動する。
- 【超政党】特定の政党にかたよらず、生活者や消費者の立場で考え主張する。
- 【教育中心】豊かな生活には、一人ひとりの教養とそれを高めるための教育が重要。



賀川豊彦



著書『死線を越えて』

Ⅲ. こくみん共済coopの歴史

こくみん共済coop60年のあゆみ

I. 労働者共済のはじまり

労働者共済のはじまり



創立期の試練 (新潟大火)



1954年
火災共済開始

1955年
新潟大火

1957年
労済連設立

1965年
団体生命共済開始

1976年
全労済の設立

車社会への対応



1980年
自動車共済開始

1983年
全労済共済開始



1995年
阪神淡路大震災

2000年
自然災害共済開始



高齢者社会を見据えて

Ⅱ. 働く仲間の保障から地域へ

働く仲間の共済が続々と

職域の成果を地域へ



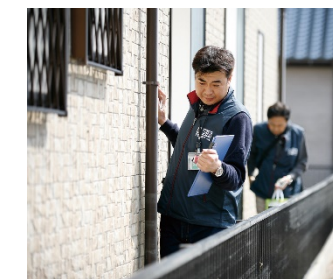
2007年
創立50周年
東日本大震災



被災者の生活再建に向けて



最後のおひとりまで



Ⅲ. 保障領域の拡充

Ⅳ. 労働者共済の真価を発揮

2020年
次のステージへ

2019年
こくみん共済coop
愛称変更

2017年
創立60周年

2016年
熊本地震

2014年
Zetwork-60

2011年
東日本大震災

60th Statement



おかげさまで全労済は
60周年を迎えました

私たち全労済は、1957年に生まれ、2017年に60周年を迎えました。

共済事業をおこなう協同組合として、

「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念を、

多くの組合員・協力団体のみなさまと共有し、この日を迎えることができました。

2016年、「協同組合」*がユネスコの無形文化遺産に登録されました。

社会が大きな課題を持ちながら、変化の時を迎えている今、

協同組合への期待は、世界中で高まっています。

60年という節目を迎え、

これからの人々の暮らしの変化に、しっかりと応えるために、

そして、もっと多くの人に、安心を届けるために。

これまでの感謝の気持ちを大切にして、私たちは未来に向かってスタートします。

*「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」が無形文化遺産として登録されました。

IV. 協同組合とは

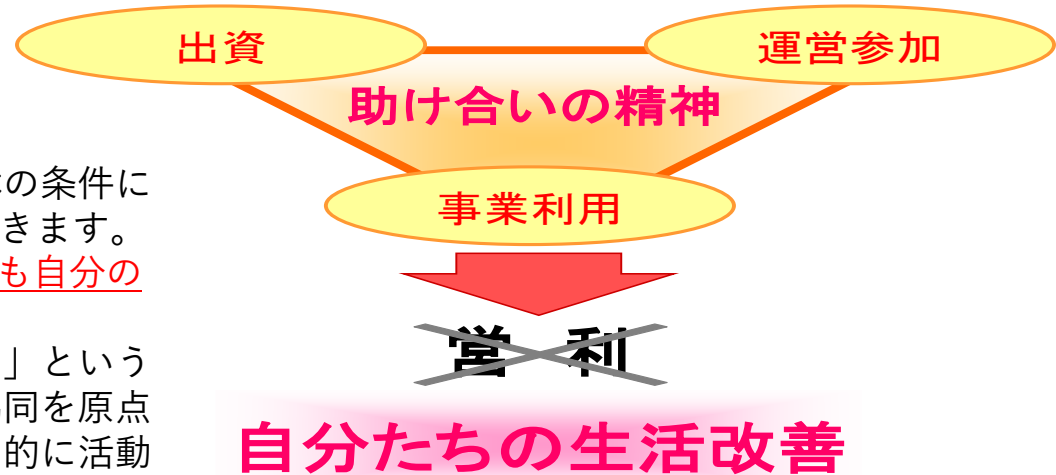
協同組合とは

生活の改善を願う人々が自主的に集まって
自らの手で様々な事業をおこなう、営利を目的としない組織です。

協同組合に加入したい人は、それぞれの団体の条件に応じて出資金を支払い、組合員になることができます。

組合員は事業を利用できるとともに、運営にも自分の意見を反映させることができます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」というスローガンに象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員のくらしを守り豊かにすることを目的に活動する組織が協同組合です。



協同組合のはじまりと協同組合原則

世界の協同組合のはじまりは、**1844年**に**イギリス**の**ロッチデール**で28人のフランネル職人が集まって作ったロッチデール公正先駆者組合です。そこで確認された、**1人1票**、**購買高に応じた剰余金の分配**、**市価・現金主義**、**教育の促進**などの運営原則は、「ロッチデール原則」とよばれ、以後の協同組合運動に受け継がれています。

現在の協同組合原則は、1995年マンチェスターICA（国際協同組合同盟）総会において、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」という形で採択されました。

協同組合は現在、**世界の96カ国**で様々な分野の事業をおこなっており、**組合員数は約10億人**にのぼります。

（一般社団法人 日本共済協会ファクトブック2019「資料」より）

消費生活協同組合法の概要

第1章 総則

[目的]

第1条 この法律は、**国民の自発的な**生活協同組織の発達を図り、もって**国民生活の安定と生活文化の向上**を期することを目的とする。

[組合基準] (抜粋)

第2条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 1 一定の地域又は職域による**人と人との結合**であること。
- 4 組合員の**議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等**であること。

第2章 事業

[最大奉仕の原則]

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員（以下、組合員と総称する。）に**最大の奉仕**をすることを目的とし、**営利を目的としてその事業を行ってはならない。**

協同組合の7原則

～1995年9月・ICA100周年記念大会～

第1原則 自発的で開かれた組合員制

第2原則 組合員による民主的管理

第3原則 組合員の経済的参加

第4原則 自治と自立

第5原則 教育・訓練および広報

第6原則 協同組合間協同

第7原則 コミュニティへの関与

ICA、ICMIFへの参加

ICA・・・「国際協同組合同盟（ICA = International Cooperative Alliance）」は、1895年に設立された世界の協同組合の連合組織。現在、101カ国から280以上の団体が加盟しており、参加の組合員数は10億人を超える世界最大のNGO。全労済は、1992年にICAへ加盟。

ICMIF・・・1962年、日本の共済団体として初めて、ICAの専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深める活動を開始。その後名称を「国際協同組合保険連合（ICMIF=International Cooperative and Mutual Insurance Federation）」と改め、今日に至る。現在、75カ国から280の団体が加盟。全労済は、ICMIF理事会の一員となり、その活動全般に貢献するとともに、ICMIFおよびICMIF会員団体との連携を強化。また、ICMIF常設委員会の一つである「開発活動委員会」や、地域事務局である「アジア・オセアニア協会」へも参画し、開発援助活動として、セミナーの開催や研修生の受け入れなどを行っているほか、調査活動などを通して共済・協同組合保険の普及に貢献。

■ICA・ICMIF 組織機構図



2012年は国連が定めた「国際協同組合年」です

2009年12月18日、国連は第64回国連総会において、2012年を「国際協同組合年 (International Year of Co-operatives = IYC)」とすることを宣言しました。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証です。特に、貧困削減・仕事の創出・社会的統合に対して協同組合が果たす役割が着目されています。

「国際協同組合年 (IYC)」には、以下のような3つの大きな目的があります。

(1) 協同組合についての社会的認知度 (ビジビリティ) を高める

協同組合の貢献・協同組合の世界的ネットワーク・コミュニティ構築や平和への取り組みなどについて知ってもらう

(2) 協同組合の設立や発展を促進する

(3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかける

これらの目的に向かって、国際的にも国内でもさまざまな取り組みを行っており、日本国内では、IYC全国実行委員会が発足しています。

全労済は、IYC全国実行委員会に参画し、2012年に

向けて協同組合としての社会的役割・意義をアピールするとともに、協同組合の認知度向上とさらなる社会貢献に向けた活動を展開していきます。

また、今後は国際協同組合年関連の多数のイベントが予定されており、IYC全国実行委員会のウェブサイト <http://www.iyc2012japan.coop/> で紹介されています。

【スローガン】

「協同組合がよりよい社会を築きます」

“Co-operative enterprises build a better world”

このスローガンは、世界各国において社会経済開発の促進に果たしている協同組合の重要な役割に対する注意を喚起するために国連が作成したものです。



国際協同組合年のロゴの7人の像は、性別を特定せず、協同組合モデルの中心である人々 (People) と協同組合の7つの原則を象徴しています。また、立方体は、協同組合の事業がめざすさまざまなゴール・志・成果を意味しています。

協同組合がユネスコの「無形文化遺産※」に登録されました

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、2016年11月30日、アディスアベバ(エチオピア)で開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会で、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

全労済は、共済事業を行う協同組合です。

人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

19世紀に英国やドイツなどで生まれた協同組合の思想と実践は全世界に広がり、今では100カ国以上で10億人の組合員が参加しています。無形文化遺産への登録にあたって同委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織」として、「さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものといたします。

全労済は、今後も協同組合の一員として日本と世界の協同組合の仲間と連帯しながら、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を実践してまいります。



※ユネスコ無形文化遺産

無形文化遺産とは、伝統芸能や社会的慣習など、世代から世代へと受け継がれ、人々の文化的アイデンティティの基盤や想像力の源泉となるものです。歴史的建造物などの有形文化遺産とは違って、無形文化遺産は人を媒介して受け継がれるため、グローバル化などによって引き起こされる生活様式や社会の価値観の変化によって影響を受け、壊れやすいものです。

ユネスコでは、無形文化遺産の代表的な一覧リストを作成することで遺産の重要性を評価し、人々の意識の向上や遺産の保護を目指しています。

JCA設立の背景と経過

一般社団法人 日本協同組合連携機構（JCA）は、2018年4月に日本の協同組合17組織が集う「日本協同組合連絡協議会（JJC）」が一般社団法人JC総研を核とし再編、誕生した組織です。

「少子・高齢化・人口減少、地域・生活を支える力の弱体化」、「貧富の拡大、若年層や弱者の就労機会、社会的孤立」、「地場産業の衰退、過疎化による地方の活力低下」などの背景から、上記のような問題解決に向け協同組合の役割が期待されており、今まで以上に地域・県・全国で連携を強め、“持続可能な地域のよりよいくらし・仕事づくり”に取り組んでいくことが必要であることから連携を促進し、協同組合の共通の価値を高める新たな法人組織として発足されました。



日本の協同組合（全国組織）

JA全中
JAグループ
 一般社団法人 **家の光協会**
農民の暮らしと健康を守る協同組合

全農
食と農に携わるすべての人に
THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS
日本農業新聞

JA共済

農林中央金庫

JA全厚連

TOUR 株式会社農協観光
農協観光はJAグループの一員です。

JF
JF全漁連

Forest 全国森林組合連合会

CO-OP
日本生活協同組合連合会

CO-OP 共済
明日の暮らし、ささえあう

つながる元気、ときめきキャンパス。
UNIV. CO-OP

日本医療福祉生活協同組合連合会
Japanese Health and Welfare Co-operative Federation

ろうきん 一般社団法人 **全国労働金庫協会**

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

WNJ
Workers' Collective Network Japan

Business Square
全国中小企業団体中央会

中央労福協
労働者福祉中央協議会

共栄火災

協同労働の協同組合
労働者協同組合(ワーカーズコープ)

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
coop

Face to Face

一般社団法人 **全国信用金庫協会**

身近な存在である協同組合

日本の協同組合

協同組合の思想と実践は
ユネスコ無形文化遺産
に登録されています。

約 **6,500** 万人

組合員数¹⁾

事業高²⁾

約 **16** 兆円

店舗・施設

約 **35,600** カ所

世界の協同組合

組合員数

約 **10** 億人

事業高²⁾

約 **292** 兆円

¹⁾ 一人の組合員が複数の協同組合に加入している場合は、その数を上回ります。

²⁾ 2015年11月1日現在(2017年1月20日)

国際協同組合年記念協同組合全国協議会
<http://www.iyc2012japan.coop>



協同組合はあなたの「暮らし」の身近な存在です。 **COOP**



利用世帯¹⁾約2,108万世帯

全世帯の
37%が
生活協同組合を利用しています



加入者¹⁾約3,800万人

人口の
4人に1人が
協同組合の共済に加入しています

¹⁾ 一人の組合員が複数の協同組合の共済に加入している場合は、その数を上回ります。



預貯金額¹⁾約264兆円

国内預貯金額の
4分の1が
協同組合に預けられています



販売額¹⁾約5兆3,900億円

農林漁業生産額の
半分が
協同組合を通して販売されています



地域の人々の命や
健康を守っています
病院 診療所 へき地医療 訪問看護・歯科



高齢者が孤立しない
地域づくりを支えています
訪問・通所介護 配食 福祉用具 見守り 移動販売



未来を担う子どもたちの
成長を支えています
保育園 学童クラブ 児童館 子ども食堂



困難を抱える人々の
社会参加をすすめています
生活困窮者・障がい者・若者の自立就労支援



クリーンエネルギーによる持続可能な
社会づくりに取り組んでいます
太陽光・小水力・バイオマス発電 バイオディーゼル燃料



地域の人々のより良い暮らしに
つながる活動を行っています
環境保全 防災 交通安全 食育 暮らしの相談



四半期利益ではなく、100年先も皆が共に健やかで幸福に暮らせることの方に価値を置き、ユネスコが無形文化遺産に登録した「協同組合」の思想。それが、強欲資本主義から抜け出して第三の道へ向かおうとする人類にとって貴い羅針盤になることを、この間出会った農業や漁業、林業に医療、福祉や教育、自治体や協同組合関係者、同じ祈りを共有する多くの国の人々が教えてくれました。

敬愛する故宇沢弘文先生がいうように、人間を大切にしない経済学に価値などないのです。そのことに気がつき、未来を選ぶ自由を決して手放さないと決めた世界中の仲間たちへ、心から愛をこめて。

引用文献 堤 未果.『日本が売られる』.幻冬舎新書,2018,287p.

V. 被災者生活再建支援法と自然災害共済

被災者生活再建支援法への取り組み

1995年1月17日 阪神・淡路大震災の発生

午前5時46分、明石海峡を震源地とする巨大地震（M7.3）が発生し、大きな被害をもたらしました。

被害の
状況

- ・ 死者、行方不明者／6,400名
- ・ 負傷者／44,000人
- ・ 建物の全半壊／25万棟以上
- ・ 避難所暮らしの被災者／31万人以上

全労済からの
給付状況

- ・ 共済金 20億円 (31,145件)
- ・ 見舞金 165億円 (62,813件)
- 合計 **185億円余** (93,958件)



1995年1月17日撮影 提供：毎日フォトバンク

1996年7月 国民会議・都道府県民会議の発足

阪神・淡路大震災を教訓に、地震などの自然災害に備える「国民的保障制度」の実現をめざし、兵庫県・連合・日本生協連・全労済グループが中心となって「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足。以降、各都道府県にも「都道府県民会議」が発足しました。

被災者生活再建支援法をめぐる動き

1997年 2,500万人の署名を提出

「地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置」を政府に要請する署名活動を展開。団体署名43,337団体、個人署名24,828,964人を、1997年2月20日に内閣総理大臣に提出しました。

1998年5月15日 「被災者生活再建支援法」が成立（施行日1998年11月6日）

自然災害の被災者に最高100万円の生活再建支援金（家財道具等）を支給するとした法案が成立しました。しかし、住宅再建支援については制度化には至らず、「検討を行ない、必要な措置が講ぜられること」とされました。

1999年1月 自然災害被災者支援促進協議会の発足

「被害者生活再建支援法」の成立を受け、次は「住宅再建支援」の早期実現をめざし、兵庫県・連合・日本生協連・全労済グループは「自然災害被災者支援促進協議会」を発足させ、要請行動を展開しました。

2004年3月 「被災者生活再建支援法」の改正

住宅再建を支援するためのしくみとして、居住安定支援制度が追加されました。

2007年11月 「被災者生活再建支援法」の改正

住宅の被害程度と再建方法に応じて用途を限定しない定額渡し切り方式が導入され、従来の支援要件としていた年齢・年収要件が撤廃されました。

災害時の主な公的保障制度

■ 公助 . . . 国や地方自治体での給付

現物支給

災害救助法 (応急対策)

- 避難所
- 応急修理
- 仮設住宅
- 公営住宅

その他の給付

現金支給

被災者生活再建支援制度 最高300万円

● 基礎支援金
最高100万円

- ・ 全壊100万円
- ・ 大規模半壊50万円

● 加算支援金
最高200万円

- ・ 住宅建設・購入の場合200万円
 - ・ 補修の場合100万円
 - ・ 賃借の場合50万円
- * 世帯人数1人の場合は上記の3/4の額

これ以上の部分については、
共助や自助が必要。

自助

共助

これまでの主な自然災害に対するこくみん共済coopの取り組み

- 1954年 「火災共済」事業開始
- 1964年 新潟地震で1億1千万円の見舞金給付
- 1995年 阪神・淡路大震災で185億円の見舞金・共済金を支払い
- 1996年 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足

↓
2,500万人署名活動に取り組み、提出

- 1998年 「被災者生活再建支援法」が成立（生活再建支援制度のみ）
- 2000年 「自然災害共済」事業開始
- 1999年 「自然災害被災者支援促進協議会」を発足

↓
「被災者生活再建支援法」の拡充をめざし、要請行動を展開

- 2004年 「被災者生活再建支援法」の改正（居住安定支援制度の追加）
- 2007年 「被災者生活再建支援法」の改正
(用途を限定しない定額渡し切り方式の導入。年齢・年収要件撤廃等)
- 2010年 「自然災害共済」大型タイプの新設
- 2011年 「東日本大震災」発生
- 2015年 「全労済の住まい共済」誕生
- 2016年 「平成28年 熊本地震」発生

VI. 今に生きる活動

1. 東日本大震災

ㄥ

ZENROSA NEWS
7216Z115

東日本大震災
記録と記憶
5年を経て、今、後世に伝える

2011.3.11
Records
and
Memories

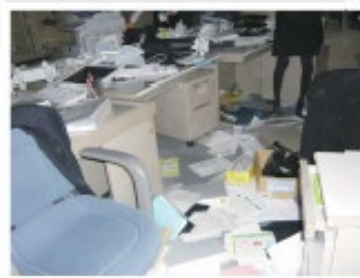


2016年3月

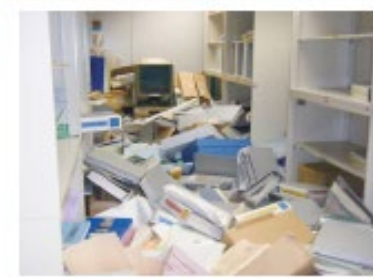
全労済北日本事業本部

3.11 東日本大震災発災

全労済宮城会館 2011年3月11日 東日本大震災発生時



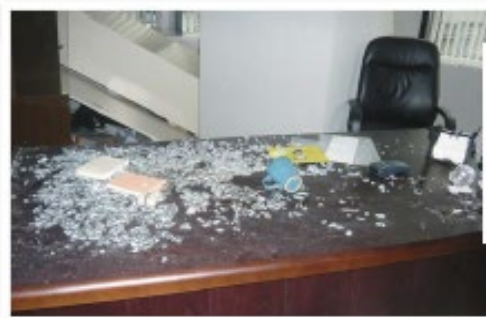
あたり一面、パソコン、書類、書籍が飛散し、足の踏み場もない状態だった。



● 6階役員室もサイドボードが倒れるなど被害が大きかった。●



最上階の18階女子更衣室は防災時、停電のため電気錠のドアが開かず、避難もコトも取り出せない。



落下した時計がその時を示す。

ㄥ

Ⅰ. 東日本大震災の概要

発生日時 2011年3月11日 午後2時46分頃
震源及び規模 (推定) 三陸沖 マグニチュード 9.0

各地の震度 震度7 宮城県北部
震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、
茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、
福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

人的被害 死者：19,533名、行方不明：2,585名、負傷者：6,230名

建築物被害 全壊：121,768戸、半壊：280,160戸、一部損壊：744,396戸

避難者 123,168名

(内閣府：緊急災害対策本部発表／平成29年 3月 8日14：00)

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

1. 素早い災害対策本部の設置

今回の地震による甚大な被害に対応するため、全労済災害対策本部（総本部長：石川太茂津、当時）および被災地の県本部に現地対策本部を立ち上げ、こくみん共済coopの総力をあげて被災者対応に取り組みました。

2. 被害規模を踏まえた簡易で迅速な支払手続きの実施

(1) 必要書類の簡素化

ご請求手続きにあたり、必要書類の一部を省略し、簡易な手続きにより迅速なお支払いをすすめてきました。

(2) 航空写真・衛星写真による認定

津波や火災によって多大な被害にあわれた被災地の契約者の方に1日でも早く共済金等をお支払いするため、航空写真や衛星写真を用いて被災地区を確定し、損害認定を実施しました。

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

3. 共済金・お見舞金のお支払い状況

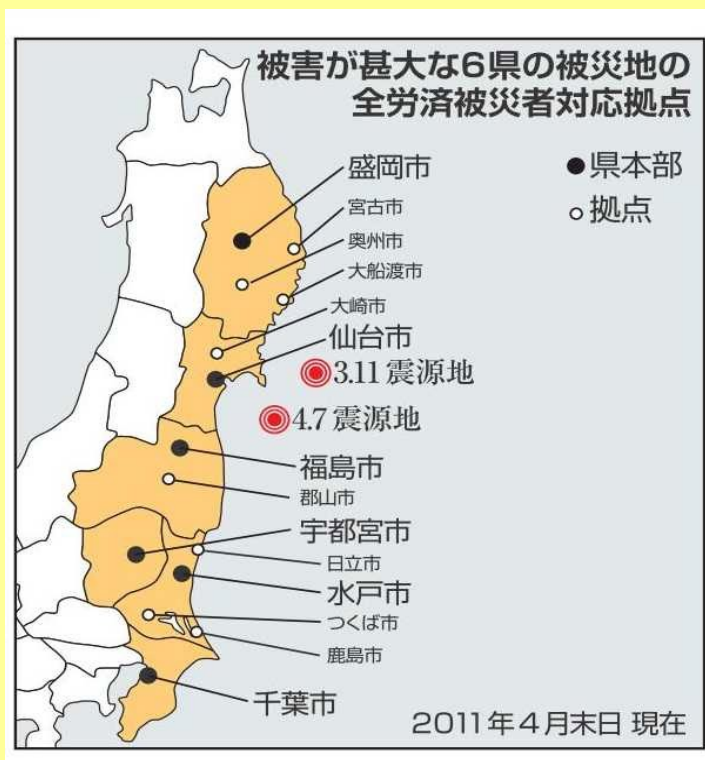
東日本大震災における共済金・お見舞金のお支払い状況

被災件数・調査状況 <2018年 3月31日現在>

共済名	給付件数	給付金額
地震等災害見舞金	199,664件	423億9,355万円
自然災害共済	98,767件	795億1,802万円
損害系共済合計	298,431件	1,219億1,157万円
慶弔共済	53,147件	8億9,089万円
生命系共済	1,173件	52億4,782万円
合計	352,751件	1,280億5,029万円

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

4. 全国総動員による現場調査要員の派遣



全国から被害が甚大な6県（岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉）に7泊8日体制で200～300人規模の現場調査要員派遣（2012年3月まで）をおこない（第48次派遣まで）、延べ約35,700人の職員を動員して一日も早い共済金・お見舞金の支払い対応に努めました。

II. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

5. 共済金等の削減払いの不適用の即時決定

甚大な災害などの際に適用される、自然災害共済の共済金や地震等災害見舞金、災害死亡共済金等の削減規定を適用せず、全額お支払いすることをいち早く決定し、被災者の生活再建にお役立ていただきました。

6. 掛金の払い込み等に対する特別措置の実施

災害救助法が適用された地域（東京都を除く）の契約者の方への特別措置を設け、お申し出により、共済掛金の払い込みや更新手続きの猶予期間を被災より最長6カ月延長する対応をおこなってきました。

Ⅲ. こくみん共済coopの被災者支援策

1. 被災地の災害復興を目的として、義援金等、
総額 1 億 1,000 万円を被災した自治体に寄贈

岩手県2,500万円・宮城県3,000万円・福島県2,500万円
茨城県1,000万円・栃木県1,000万円・千葉県1,000万円

2. 義援金口座を開設し、緊急募金活動の実施

全労済東日本大震災被災者支援義援金
2011年3月28日（月）～9月30日（金）
義援金集計額（最終） 11,240,500円
（寄託日 2011年11月11日）

3. 「連合災害ボランティア派遣活動」に対し、
全労済と協会より 5,000 万円を支援

4. すべての役職員を対象とした募金活動の実施

【東日本大震災】福島県 原発避難区域でのお支払いを完了しました

全労済福島県本部では、福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出された区域(以下、原発避難区域)において「最後のお一人まで」共済金等のお支払いを完遂するよう、現地災害対策本部を設置し、取り組みをすすめてまいりました。全国各地に避難をされている方の所在を一つ一つ確認し、足を運んで直接お会いしながら対応をすすめた結果、2017年7月10日、原発避難区域でのお支払いを完了しました。

これを受け、同12日、ホテル辰巳屋(福島県福島市)にて、全労済福島県本部 東日本大震災現地災害対策本部解散式を行いました。また、東日本大震災の災害対応で得られた教訓を後世まで引き継ぐことを目的に「歩み。『最後のお一人まで』全労済福島県本部の記録」を発行しました。

東日本大震災から6年以上が経過しましたが、県内での復興はまだ途上にあります。皆さまが安心して安全な暮らしを続けることができるよう、日常から備えに目を向けていただけるような取り組みを継続してまいります。



解散式



児玉前福島県本部長



「歩み。『最後のお一人まで』
全労済福島県本部の記録」

「最後のお一人まで」共済金等お支払いの歩み

未受付者の所在を求め、地方自治体、弁護士への問合せ、仮設住宅への訪問、近隣者からの情報収集など、契約者の生活再建のため、全国各地に避難している契約者を訪ねる活動をおこなう。

■全労済福島県本部における東日本大震災共済金等お支払い状況

火災共済	41,321件	8,154,721,606円
自然災害共済	14,708件	11,714,626,015円
慶弔共済	14,325件	200,315,000円
生命系共済	116件	633,046,834円
合計	70,470件	20,702,709,455円

※2017年5月31日現在

福島県の被災受付件数と共済金等の支払額

被災受付件数 **約41,300件**
 共済金等支払額 **約207億円** (全国合計約1,276億円)

2011年3月11日～2012年3月末までの被災受付件数

27,500件

※平常時の火災共済現場調査件数…250件(年間)

現場調査件数 25,563件
 (平常時の100年分)

原発エリアでの対応

避難エリアにお住まいだった契約者

3,212名

原発エリアでの契約者からの自己申告方式での認定を開始。電話で契約者に連絡をして避難状況を確認することから始めました。

未受付者の所在を把握し、1日も早い共済金のお支払いを目指す

- 不着(戻り)郵便の追跡調査(※弁護士法23条による照会制度の利用等)
- 常時コンタクトが取れるよう、履歴管理・契約管理の整備
- 中間貯蔵施設の動向を注視し、契約者対応の準備をすすめ、慎重に対応を判断
- 各自治体へ協力要請を行い、契約者への請求勧奨案内の送付要請(各自治体の専用封筒に全労済からの請求勧奨案内文を同封していただく)や、避難先の照会依頼
- 被害状況の連絡をいただけない契約者宅の個別訪問
- 弁護士への依頼による戸籍謄本取得 など

対応完了

2017年7月10日
 25万円のお見舞金をお支払いして、すべての共済金等、お支払いが終了しました。

2011年3月11日(金)14時46分
 最大震度7 マグニチュード9.0

東日本大震災発災

全国より職員を動員し、現場調査にあたりました。

期間	班	人数	調査方法
2011年3月30日～8月31日	432班	904人	1週間方式
2011年9月20日～10月30日	88班	176人	週末方式(金・土・日)
2011年11月3日～11月30日	30班	60人	週末方式(金・土・日)+1週間方式

12月1日以降は、原発エリア対応において本部・事業本部と連携(17班34名)

587班 1,174名

2016年3月11日
 残数 **76名**



南相馬市小高区の現場調査の様子

2015年3月11日
 残数 **612名**

避難等の影響により共済金のお支払いがされていない方

被災された全ての契約者の皆さまに、共済金等をお支払いするため、請求勧奨のお知らせを郵便でご案内。ご返信いただいた方に、損壊等の現場調査をするとともに、避難区域から解除された地域へ直接伺い、被災された契約者の皆さまとお会いし、説明を行いました。

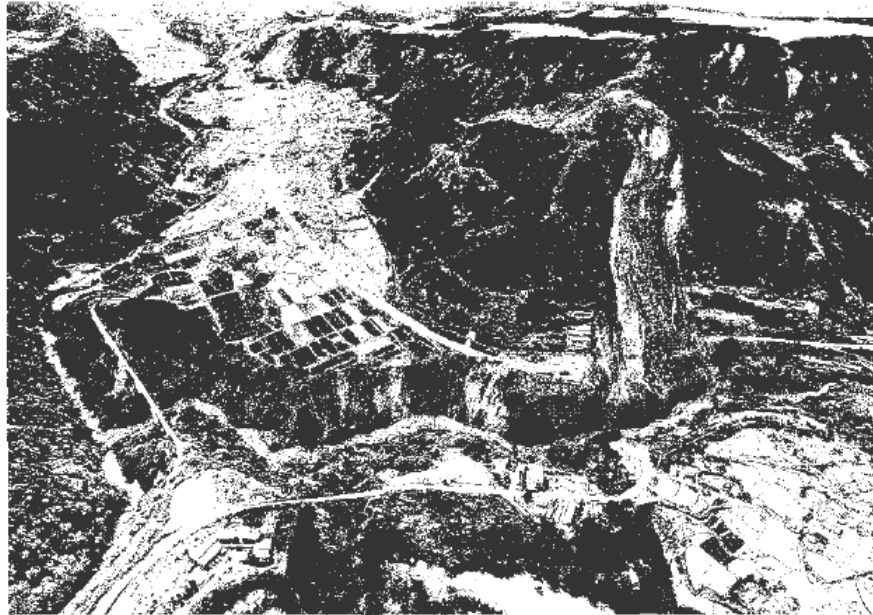
2017年3月11日
 残数 **5名**

2016年10月12日
 残数 **8名**

「最後のお一人まで対応したい」という思いのもと、2017年6月9日にすべての契約者の対応を完了
 防災、減災の知識を身につけることの大切さを契約者のみならず、地域の皆様に訴求し続けることが必要

2. 平成28年 熊本地震

熊本・大分 強震続発



4月14日午後1時25分、熊本県阿蘇郡高森町で発生した大規模な土砂崩れ。崩れた土砂が、周囲の山を覆い、道路や建物に被害を与えている。写真：共同通信

朝日新聞(1面)

2016.4.17

死者41人 「本震」M7.3阪神級 9万人超

16日午前1時25分ごろ、熊本県熊本地方を震源とする強い地震があり、熊本市や同県南阿蘇村などで震度6強を観測した。推定マグニチュード(M)は7.3。阪神大震災(1995年)級で、気象庁は一連の地震の「本震」とする見解を示した。14日の地震について専門家は被害が局所的と指摘していたが、16日に相次いだ余震の震源域は熊本地方から阿蘇地方や大分地方にも広がり、被害が拡大した。

本震後に、他の地域で別々に規模の大きな地震が発生し、気象庁も異例の事態という見解だ。熊本県阿蘇地方では、16日午前3時台にM5.8の地震が2回発生。大分県中部でも午前7時すぎにM5.3の地震が起きた。

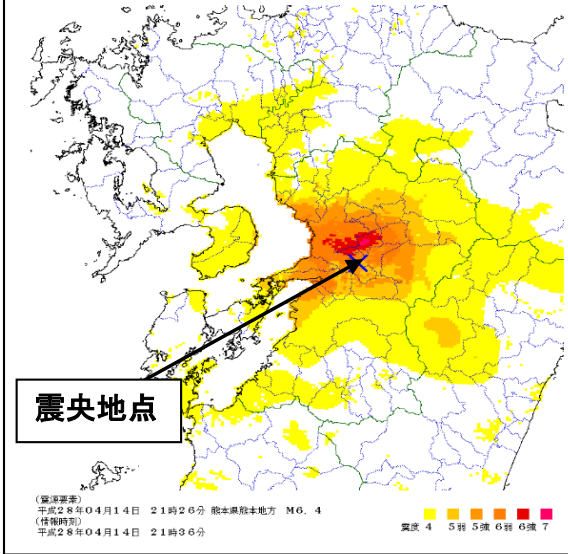
14日の被害が主に熊本県に限られていたのに対し、今回は熊本、大分、福岡、佐賀の各県で建物倒壊や土砂崩れなどが発生。熊本県警によると、16日午後8時55分までに熊本県で32人の死亡が確認された。14日以降の死者は41人となり、重傷者は184人にのぼる。

熊本県の南阿蘇村や西原村は16日未明の地震で甚大な被害が出た。南阿蘇村では東海大学農学部が倒壊して約10人が一時下敷きになったほか、地震で阿蘇大橋が崩落。西原村でも住宅の倒壊で死者が出た。

熊本県内では他の自治体でも被害が相次ぎ、県警の16日午後4時現在のまとめでは、110番通報は生き埋めや下敷きが44件、家屋倒壊の閉じ込めが123件、火災が9件。熊本消防局は同日午後5時までに同市中央、東、南、北の各区と益城町で計6人を心肺停止状態で救急搬送した。熊本県内で死亡した41人

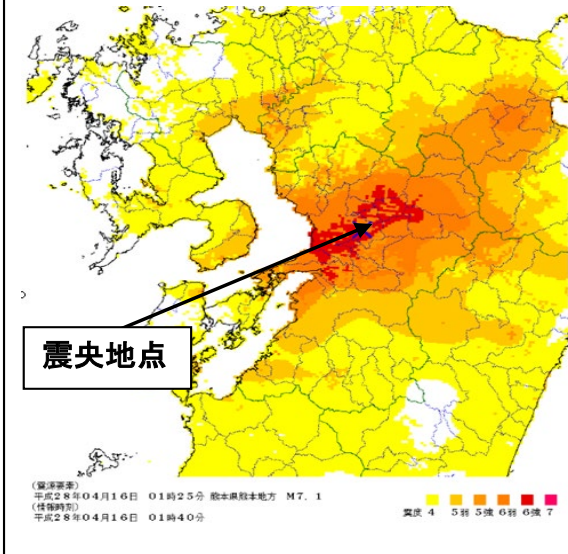
4月14日 21時26分 (熊本地方)

M6.5 震度7 (益城町)



4月16日 1時25分 (熊本地方)

M7.3 震度7 (益城町・西原村)



1. 平成28年 熊本地震の概要

【前震】

発生日時：2016年4月14日（木）
午後9時26分頃
熊本県熊本地方 マグニチュード6.5

各地の震度（熊本県）

震度7：益城町宮園

震度6強：熊本東区佐土原、熊本西区春日
熊本南区域南町、熊本南区富合町、
玉名市天水町、宇城市松橋町、
宇城市小川町、宇城市豊野町、
西原村小森、嘉島町上島

【本震】

発生日時：2016年4月16日（土）
午前1時25分頃
熊本県熊本地方 マグニチュード7.3

各地の震度（熊本県）

震度7：益城町宮園、西原村小森

震度6強：南阿蘇村河陽、菊池市旭志、
宇土市浦田町、大津町大津、
嘉島町上島、宇城市松橋町、
宇城市小川町、宇城市豊野町、
合志市竹追、熊本中央区大江、
熊本東区佐土原、熊本西区春日

人的被害
建築物被害
避難指示

死者：228名、負傷者：重傷 1,149名 軽傷 1,604名
全壊：8,697戸、半壊：34,037戸、一部損壊：155,902戸
2市町 179世帯 408名

（内閣府：緊急災害対策本部発表／平成29年4月13日18：00）

II. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

- 地震（前震）の翌日4月15日（金）朝9時より第1回本部防災委員会を開催。同18日（月）には総力をあげて被災者対応に取り組むことを決定、災害対策本部（総本部長：中世古 廣司理事長）を立ち上げました。



↑熊本県本部 倉庫内
収納棚は斜めによじれるかたちでひし形に変形



↑熊本県本部 エレベータ付近
天井板の落下

- 4月21日には「災害対策方針」を策定し、同22日には同27日より、現場調査の全国動員を実施することを決定しました。

「平成28年熊本地震」災害対策方針

組合員の生活再建のため、総力をあげて被災者対応をはかり、いち早く被災組合員に共済金・見舞金をお支払いする活動をとおして、労済運動の維持と社会的責任を果たすことを最優先課題とする。

また、現場調査開始可能日（2016年4月27日）から現場調査は45日以内（2016年6月10日まで）、お支払いは90日以内（2016年7月25日まで）に完了させることを目標とする。

（2016年4月21日策定）

II. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

被災受付（各受付拠点での対応）

・ 損害事故受付センターでの受電対応

損害事故受付センターには地震発生直後から被災連絡の入電が始まりましたが、特に2016年4月16日（土）の本震後の週明け4月18日（月）には入電数は1日で2,300件ののぼりました（4月末までに11,135件、5月は10,738件の入電）。損害事故受付センターでは被災組合員からのご連絡をお待たせせずに対応するため、コンタクトセンターからの応援や本部会館の受電ブースの活用のおこない、最大113名（札幌76名・福岡27名・本部10名）で受電対応いたしました。この結果、同センターの応答率は90%を維持し、電話が混み合うことなく、ご連絡を受付けすることができました。

・ 全労済ホームページからの受付

被災受付は、フリーダイヤルのほか、全労済のホームページからも受付ができますが、2016年4月27日からこの機能をさらに拡充し、PCだけでなく、スマートフォンからも受付ができるよう改善しました。


被災組合員にお見舞いと共済金等請求をご案内（新聞広告）

このたびの地震により
被害を受けられた皆さまに
謹んでお見舞い申し上げます
一日も早く復旧をされますよう、心から
お祈り申し上げます。
全労済の住まいる共済（火災共済・自然災害共済）にご加入の方で、住宅・家財の被害にあわれた方は左記にご連絡ください。
平成28年4月16日

全労済
住宅損害受付センター
0120-131-459
（受付時間 24時間無休）
全労済熊本本部（熊本県労働者共済生活協同組合）

ZENROSAI NEWS
被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
全労済からの大切なお知らせです。
全労済の火災共済にご契約で、このたびの地震によりお住まい（居住部分）に被害を受けられた方は、下記フリーダイヤルまでご連絡いただきますようご案内申し上げます。

お住まいの被害に関する、被災受付・お問い合わせ
全労済住宅損害受付センター専用フリーダイヤル（受付時間：24時間365日）

 **0120-131-459**

◆けがて入院等された場合（受付時間：平日9:00～19:00）
0120-580-699
スマホ・PCでも、24時間被災受付できます。

全労済熊本 熊本部：熊本市中央区本荘5-10-30
福岡支所：八代市大手町1-59-2 八代教育会館内

被災受付を案内するチラシ

90c152083

Ⅱ. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

現場調査（被災組合員宅の訪問）

・本部と現地の連携

本部と現地の情報連携をはかり、現場調査のために全国から動員する職員の受入準備や避難所訪問の検討をすすめました。

・現場調査拠点設置

動員初期（2016年4月27日～5月中旬）では熊本市内の拠点設置や宿泊場所・タクシーの確保などが困難だったため、熊本県外の久留米、福岡の拠点から、新幹線、タクシー等による現地へ移動して訪問活動を行うこととなりました。

・現場調査の状況

現場調査のため、全国動員を2016年4月27日から開始しました。1週間交代の派遣で、最大時は124名（62班）の職員を派遣し調査活動をおこないました。

・タブレットによる調査活動

新たに開発したタブレットソフトを初めて本格的に活用しました。事務処理時間の短縮、事案管理の徹底など調査活動の効率化がはかられました。



II. 災害対策委員会の立ち上げ・運営

請求勧奨

- ・こくみん共済coopに被災のお申し出がないからといって、被害がないとは限りません。避難所生活等で資料がなく連絡ができない場合や、保障があることを知らずにいる組合員も多数いらっしゃいます。そのため、熊本県内の被害が大きい市町村を中心に、まだ被災受付をしていない契約者9,343名に対し、被害があれば共済金の請求ができることをご案内する文書（請求勧奨）を発送しました。結果、2017年3月28日までに4,690件（50.2%）の被災受付があり、熊本県の世帯数からみた住宅損害（25.9%）を上回る割合の被災受付がありました。

被災者に寄りそう活動 避難所訪問

- ・避難所に滞在されている被災者をお見舞いし、全労済の組合員には共済金請求のお手伝いやご案内もおこなうため、2016年6月16日から19日の4日間、熊本県内81ヵ所の避難所を訪問し、共済金請求ご案内のポスターの掲示や、ウェットティッシュの個別配布などを実施しました。



Ⅲ. 一日も早い共済金・お見舞金のお支払いに向けた対応

平成28年熊本地震における共済金・お見舞金のお支払い状況

(2017年5月31日現在)

被災受付件数 25,897件

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州全県	他県	全国合計
被災受付件数	1,233	233	104	22,182	1,887	118	41	25,798	99	25,897

お支払い金額 137.0億円

	火災共済（地震等災害見舞金）		自然災害共済		慶弔共済		共済金額合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
福岡	912	9,670,000	894	438,150,000	231	7,700,000	455,520,000
佐賀	168	1,730,000	168	49,411,000	28	399,000	51,540,000
長崎	70	700,000	70	24,398,000	24	760,000	25,858,000
熊本	17,335	357,800,000	14,575	11,996,643,000	4,288	239,481,000	12,593,924,000
大分	1,467	15,610,000	1,354	508,502,000	375	4,109,000	528,221,000
宮崎	78	820,000	79	22,691,000	28	501,000	24,012,000
鹿児島	21	210,000	22	3,557,000	3	64,000	3,831,000
九州合計	20,051	386,540,000	17,162	13,043,352,000	4,977	253,014,000	13,682,906,000
その他県	62	620,000	60	16,969,000	6	185,000	17,774,000
全国合計	20,113	387,160,000	17,222	13,060,321,000	4,983	253,199,000	13,700,680,000



IV. 被災者への対応

義援金・募金活動の取り組み

①義援金の寄贈

こくみん共済coopとして、2016年5月24日（火）、被災地の復興を目的に、**3,000万円の義援金**を熊本県に寄贈しました。



②緊急募金活動（2016年4月25日～9月30日）

全国の共済ショップ窓口で、被災地の方のためにできることとして募金箱の設置や、イベント開催時の募金活動、職員の募金を含め、**日本赤十字社に支援金244万1,682円**を寄付しました（2016年11月29日）。

被災県本部役職員への支援

被災した役職員（常勤役職員、嘱託職員、臨時職員、派遣職員）への**救済物資の配送**や、配賦を目的とした「**全労済グループ役職員募金**」を実施しました。募金総額は1,127万7,989円となりました。募金は対象の役職員62名に対し、2016年8月中旬に配賦されました。

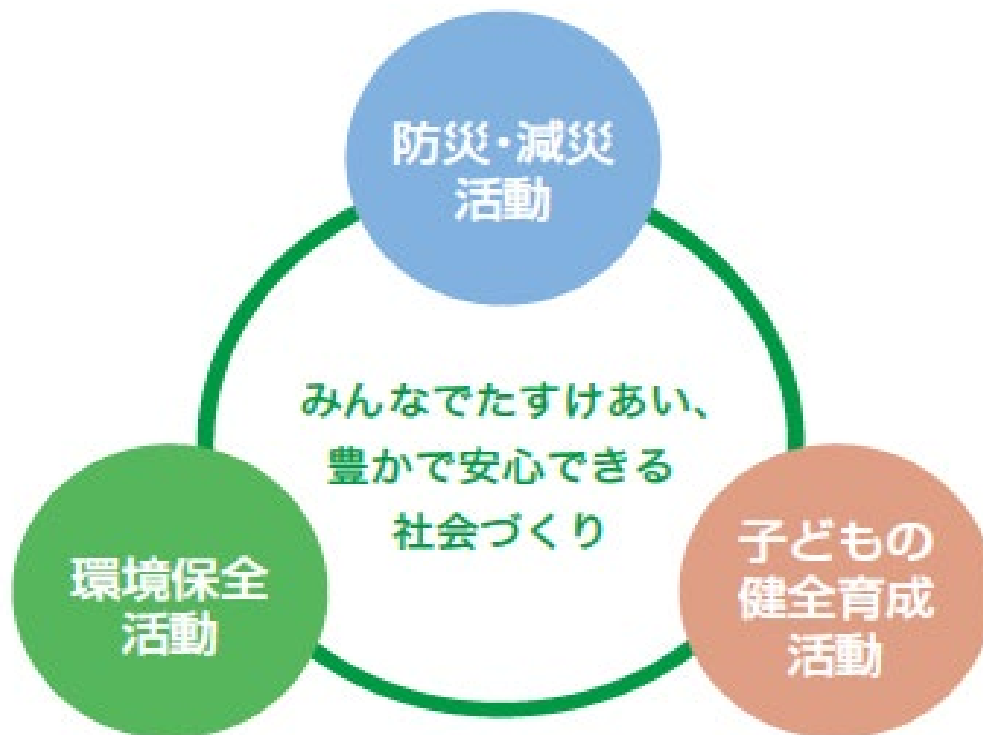


VII. 社会貢献活動

I. こくみん共済coopの社会貢献活動

こくみん共済coopの理念は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」です。

私たちは、この理念に描く社会の実現のため、「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」の3つの重点分野を中心に、社会貢献活動に取り組んでいます。





II. 【社会活動】2019年度のハイライト

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

人と人との接触が制限され、社会全体が大きな不安を抱えるなか、感染予防に向けたお役立ちコンテンツや、心のふれあい・つながりを大切にするメッセージを配信するため、特設サイト「#今できるたすけあい」を開設しました。また、日本医療福祉生活協同組合連合会にマスク10万枚を寄贈しました。



感染拡大の防止につながる行動をLINEスタンプとして配信



#今できるたすけあい



【社会活動】2019年度のハイライト

(2) 子どもの健全育成活動

①7歳の交通安全プロジェクト

「未来ある子どもたちを交通事故から守りたい」という思いで、歩行中の交通事故が多い7才児を中心に、子どもたちを交通事故から守る取り組みを進めています。

【プロジェクトの展開内容】

- ◆金沢大学と子どもの交通安全に関する共同研究を開始
- ◆マイカー共済見積もり1件につき1本の横断旗を全国の児童館などに寄贈（累計約19万本）など



金沢大学実証実験模様

②こどもの成長応援プロジェクト

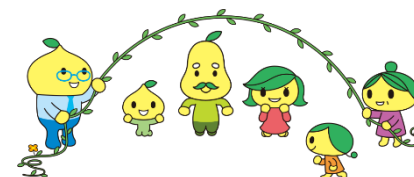
子どもたちの体力の二極化・低下に着目し、子どもたちのすこやかな成長と、たすけあいの気持ちを未来につなぐための取り組みを開始しました。

【プロジェクトの展開内容】

- ◆子どもの成長応援コラムなど、子育て世帯に役立つ情報を発信するため特設サイトを開設
- ◆こくみん共済など資料請求1件につき1本のなわとび・長なわを全国の児童館などに寄贈（約2万本）



なわとび





II. 【社会活動】2019年度のハイライト

(3) 被災地を支援する取り組み

自然災害で被災した地域では、地域の団体・ボランティアの皆さまと一緒に復興支援活動に取り組みました。

①平成28年熊本地震

被災者を元気づける復興支援活動として「いのちのうた」コンサート「うきうき寄席」などを実施しました。

「うきうき寄席」では、熊本地震で被災され、仮設住宅、みなし仮設住宅に居住している方々を中心に800名をご招待し、参加者からは笑顔をいただきました。



うきうき寄席（熊本推進本部）

②各推進本部の主な取り組み



まびフェス(岡山推進本部)



福岡県朝倉市仮設住宅引っ越しボランティア(福岡推進本部)

義援金・募金

2019年台風19号で甚大な被害を受けた地方公共団体（宮城県・福島県・栃木県・千葉県・長野県）に対し、皆さまからお寄せいただいた義援金募金に当会から一部追加し各500万円、日本赤十字社を介して600万円の義援金を贈呈しました。

II. 【社会活動】 継続的な取り組み

(4) 子供の健全育成のための取り組み

①文化フェスティバル

“次代を担う子どもたちとご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育てていただきたい”という願いを託し、こくみん共済coop ホール/スペース・ゼロ（東京都）などで「文化フェスティバル」を1992年から毎年開催しています。



青い鳥（東京公演）



音楽の絵本（鹿児島公演）



2016年から「お母さん大学」と共催で「1日お母さん大学」を開校しています。

II. 【社会活動】 継続的な取り組み

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



(5) 防災・減災のための取り組み ～ぼうさいカフェ～

こくみん共済coop は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に推進している「ぼうさいカフェ」を2008年2月から実施しています。

【ぼうさいカフェ】とは
楽しく分かりやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲームなど、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで、全国各地で開催しています。

〈実施状況〉

開催年度	実施回数※	開催年度	実施回数※
2007	2	2014	49
2008	2	2015	56
2009	7	2016	68
2010	8	2017	39
2011	35	2018	55
2012	35	2019	45
2013	42	合計	443

※実施回数には「ぼうさいカフェ」のほかに、当会独自の防災・減災に関するイベントを含みます。

VIII. 自助・共助・公助の考え方と 共助（相互扶助）の役割

I. 自助・共助・公助の考え方

自助

自分の力だけで成し遂げること
私的な備え（預・貯金などによる準備）

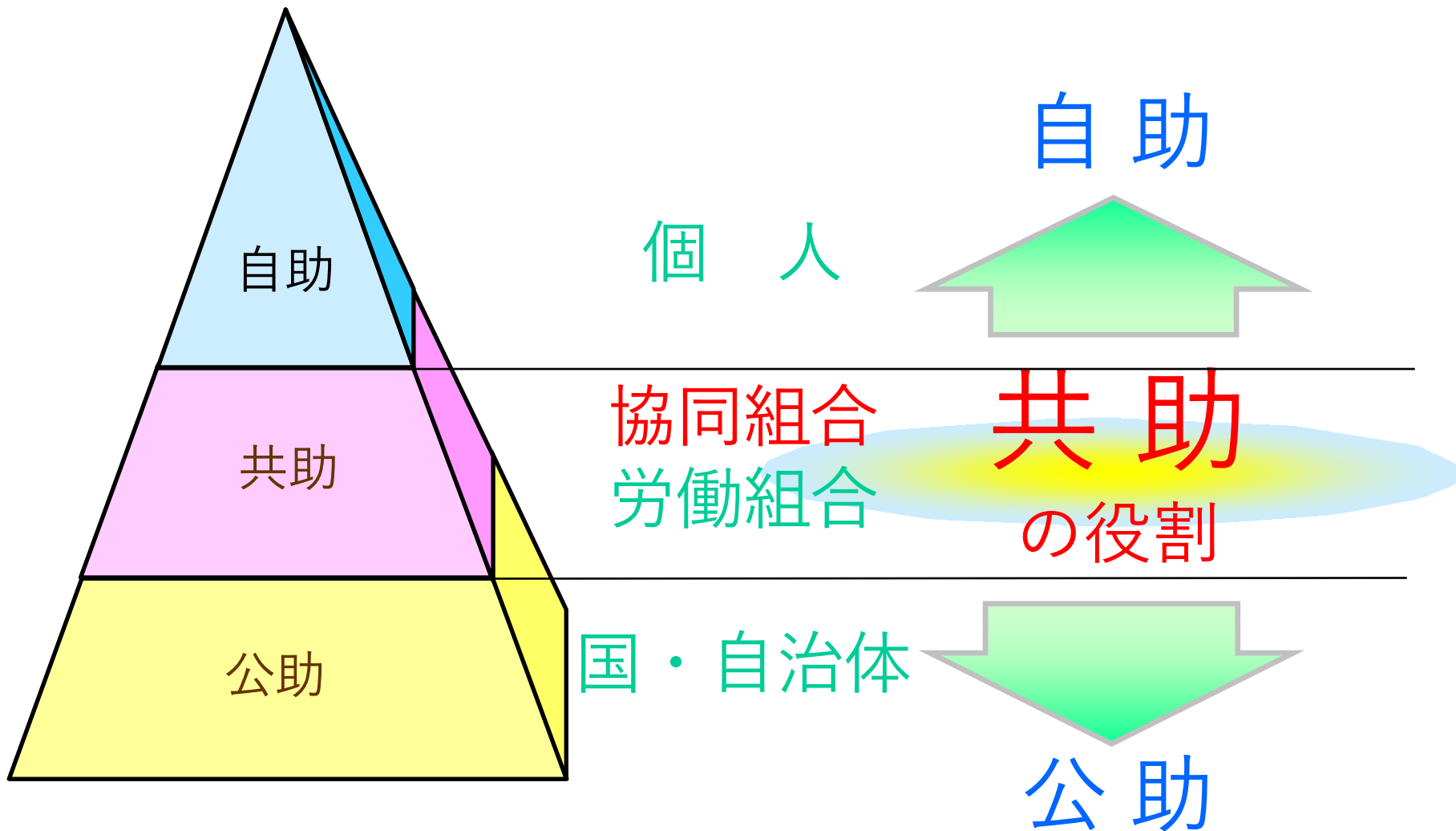
共助

お互いに助け合うこと
企業・労働組合・協同組合等による助け合い制度など

公助

公的支援のこと
公的年金・健康保険、被災者生活再建支援制度など

II. 共助（相互扶助）の役割



IX. これからの『こくみん共済coop』

1. 「こくみん共済coop」のめざす姿

■少子高齢社会 ■自然災害の多発 ■人々の孤立 ■格差社会の拡大 など



少子高齢社会

自然災害の多発

人々の孤立

そんな中、全労済では、組合員・協力団体はもとより生活者の皆さまとのたすけあいの輪をむすび、「誰一人取り残さない」社会づくりをすすめていきます。

【取り組みの一例】

事前(日常の備え)	もしも	事後(事由発生後のフォロー等)
<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進への取り組み ●交通安全の啓発活動 ●防災・減災の取り組み ●地域のネットワークづくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ●無保障者をなくす取り組み ●一人一人の保障の最適化(ムリ・ムダ・ムラをなくす) ●個人に応じたライフプランニング など 	<ul style="list-style-type: none"> ●共済金の迅速なお支払い ●生活再建・構築に向けたサポート ●被災地の復興支援活動 ●交通遺児への支援 など

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

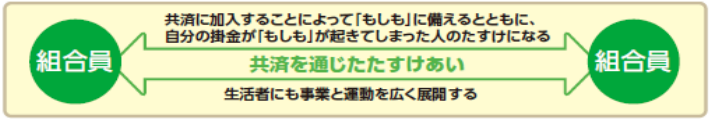
【公式キャラクター ビットくんファミリー】



これまでも皆さんに親しまれてきたビットくんが、ファミリーで、こくみん共済 coopの一員として、たすけあいの輪をむすんでいきます。
ビットくんの名前の由来は、「びったり、フィット」。ビットくんはあんしんのタネを運ぶ妖精です。

新しい「こくみん共済 coop」がめざす姿

協力団体の皆さまと培ってきた労働者自主福祉による事業と運動をさらに強化・発展させ、組合員の生活を支援していきます。
そして、その取り組みを生活者へも広く展開していきます。



変えないために、変わるのだ。

全労済の原点である理念の実現を、これからも変わらず追求していくために、時代や環境の変化に合わせて、私たちは変化していきます。
その取り組みを広く発信していくことにより、組合員・協力団体はもとより生活者の皆さまから親しまれ、「応援したい」「参加したい」と思われる存在に、私たちは生まれ変わります。

これからもご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

こくみん共済 coop SDGs 行動宣言



みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

当会は、創立以来、組合員・協力団体・労働組合組織・協同組合組織などの仲間とともに、共済の普及と社会課題の解決に取り組み、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を進めてきました。これは、誰一人取り残さない社会づくりをめざす、SDGsに通じるものです。格差の拡大や大規模自然災害の増加、新型コロナウイルスによる感染拡大など、取り巻く環境が厳しさと難しさを増すなか、たすけあいの輪をむすぶ私たちの役割と期待をあらためて認識し、SDGsの達成に貢献します。

① 共済を通じた安心の提供

より良い共済・サービスの提供と、一人ひとりに応じた生活保障設計を通じて、組合員と家族の安心を提供します。



② 環境保全の取り組み

気候変動を抑制し、豊かな環境を守るため、省資源・省エネルギーに取り組みます。また、環境保護への支援を強化します。



③ 子どもの健全育成の取り組み

子育て支援、交通事故抑制、健康増進の取り組みにより、貧困の連鎖に歯止めをかけ、子どもの健全な育成を進めます。



④ 防災・減災の取り組み

台風や地震など大規模災害の発生から、組合員を守るため、防災・減災の普及と社会インフラづくりを進めます。



⑤ 共創による社会づくり

人々が暮らし働く地域社会に根ざし、たすけあいの輪をむすび、誰もが活躍できる社会づくりを進めます。



⑥ 魅力ある組織づくり

環境変化に積極的に挑戦し、あたらしい協同の仕組みを創造する魅力ある組織づくりを進めます。





こくみん共済 coop と SDGs のつながり

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

みんなでたすけあい
豊かで安心できる社会づくり

=

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

だれ1人取り残さない
社会づくり



事業 (商品とサービス)

これまでの取り組み

- ▶ 無保障者をなくすための共済の普及
- ▶ さまざまな分野の保障 (「人」「家」「車」への拡大)
 - ↳ 生活における様々なリスクへの備えを提供
- ▶ 生活保障設計運動
 - ↳ ひとり一人にあったムリ・ムダ・ムラのない保障利用の促進

さらに「深く」「長く」利用
いただくために

これからの取り組み

- ▶ 新しい生活保障設計の取り組み
 - ↳ ライフスタイルや価値感の多様化に合わせた保障の提供
- ▶ よりよい共済商品やサービスの開発と提供
- ▶ 「もしも」の経済的保障だけでなく、
事前 (日常の備え) と
事後 (事由発生後のフォロー) の安心を提供

事前 もしも 事後

組合員

利用と参加

・共済への加入
・他者への推奨
・声の発信

・活動への参加
・活動の普及

事業の持続的成長と
運動の発展

社会課題の解決

▶ 防災・減災活動

- 防災・減災の啓発 (ぼうさいカフェの開催)
- 被災地の復興支援の取り組み
- 公助拡充の取り組み
(被災者生活再建支援法の成立にむけた国民的署名活動)
- 地域での活動団体への支援 (地域貢献助成)



▶ 子どもの健全育成活動

- 7才の交通安全プロジェクト/
こどもの成長応援プロジェクト
- 文化フェスティバルの全国開催
- お母さん大学との連携
- 地域での活動団体への支援 (地域貢献助成)



▶ 環境保全活動

- 地域での活動団体への支援 (地域貢献助成)
- 「社会貢献付 エコ住宅専用 住まいる共済」
による寄付



▶ たすけあいの普及・啓発

- 「ENJOY たすけあい」「今できる たすけあい」の取り組み

▶ その他

- 社会福祉団体への支援 (助成)
- 「社会貢献債」「グリーンボンド」の取得
- ICMIF 5-5-5マイクロ保険開発戦略への支援



お役立ち

- お役立ち品質と業務の革新
- 健全で安定した事業基盤づくり (ERM)
- よりよい商品サービスの提供
- 新しい業務様式づくり
- 人材育成
- 推進体制の再編整備

事業と社会活動を支える基盤づくり
New-Zetwork

共創

組合員、協力団体、労働組合組織、協同組合組織、
ろうきん、共済代理店、NPO、その他パートナーとの
活動の展開



山形大学の益々のご発展と
ご清聴頂いた皆様の明るい未来を心より祈念しています。

ご清聴ありがとうございました。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 